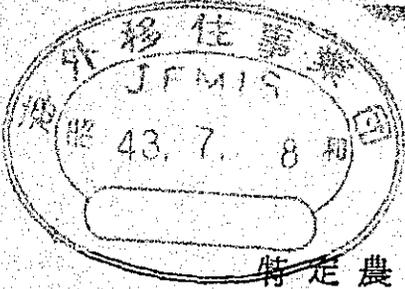


B-14

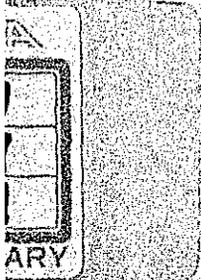


特定農家経営調査

調査原簿記入の手引き

昭和41年9月

海外移住事業団



国際協力事業団

受入 月日 '84. 8. 20	000
	81.7
登録No. 13304	EM

目 次

1.	世帯員ならびに農業労働力表	1
2.	作付地表兼土地台帳	3
3.	財産台帳	8
	土 地	8
	年度始土地表	8
	年度内異動総括表	9
	異動内訳表	11
	建 物	15
	建築物表	15
	建築物の年度内異動表	19
	構築物表	22
	構築物の年度内異動表	23
	農 機 具	24
	大農具表	24
	大農具の年度内異動表	27
	集合農具および小農具表	28
	集合農具、小農具の年度内異動表	29
	植 物	30
	成 園 表	30
	未成園表	34
	成園、未成園の年度内異動表	35
	小植物表	37
	植 林 表	38
	動 物	38
	償却資産たる動物表	39
	償却資産たる動物の年度内異動表	42

JICA LIBRARY



1057235[2]

肥育、育成用牛馬表	43
肥育、育成用牛馬の年度内異動表	45
18ヶ月未満の自家生産、子牛、子馬および中小動物表	45
18ヶ月未満の自家生産、子牛、子馬および中小動物の年度内異動表	47
現物在庫	48
未処分自家生産物表	48
農業生産資材表	49
現金、準備金表	49
借入金表	51
4. 租税公課諸負担整理表	51
参考資料	
償却資産の耐用年数表	52
建築物	52
構築物	52
農機具	55
植物	65
動物	67

調査原簿記入の手引き

調査原簿は常時支部また事業所に備えておき、担当職員が調査農家との連絡を密にしながら、調査農家の世帯員経当地、農家財産、租税公課などの実体と、その動きを記録整備していくものであり、結果表作成の基礎となる帳簿である。したがって調査の開始にあたっては、この手引き書を熟読し、農家の概況および財産を具体財ごとに把握し、日記帳記入の巡回指導のさいのききとり、および半月ごとに回収する日記帳により、記入整備しておくものである。

また、記入、集計の便宜をはかるため、本帳簿を一農家に対して、下記のごとく4冊割当る。

- 野帳用 巡回の際常に携帯して、調査野帳用としてもちいる。
- 支部保管用 野帳用帳簿より、整理記入し、支部または事業所に保管し、當農指導等の資料とするものである。
- 年度始本部送付用 年度始め（調査開始時）の記入事項について、野帳用帳簿より整理記入し、記入しだい本部に送付するものである。
- 年度末本部送付用 年度末（調査終了時）に年度内異動および年度末記入事項を整理記入し、本部に送付するものである。

1. 世帯員ならびに農業労働力表

この表には平常同居して家計を共にしている常住家族、農業、農外、家計、およびそれらを兼ねて雇用されている常用雇、常用雇以外で何らかの理由により、長期間（3ヶ月以上）継続して家族と共に生活または仕事をしているもの、および非常住家族について記入する。

種 別

種別は次のように分類する。「常住家族」とは家族のうち「同居の親属」をいい、同居していない家族は非常住家族としてあつかう。

ただし、短期間（6ヶ月未満）の出稼、遊学者などは年度始めにいらなくても常住家族に含める。

「常用雇」とは、当農家が年度内に3ヶ月以上継続的に雇用したものをいい、さらに農業用使用人と家事使用人とに区別する。農外専用の使用人については、家事使用人の中に含まれるものとする。また、農業用と、家事または農外用とに兼ねて使用されているものは、農業用使用人とする。

上述の家族、常用雇のどちらにも含まれず、しかも継続して3ヵ月以上当農家の家族とともに生活または仕事をしているものを「その他」として取扱う。

年度始めに記入

年度始めに記入する欄は「経営主との続柄」「氏名」「生年月日」「満年齢」「年度始（在住者に○印）」「農業労働能力」「健康状態」「最終学歴」「従事する職業名」である。

① 経営主との続柄

経営主、父、妻、長男などのように記入する。

ここでいう経営主とは、農業経営の中心となつて、これを企画運営しているものをいう。

② 満年齢

調査開始時点での満年齢を記入する。

③ 年度始（在住者に○印）

ここでいう年度始めとは調査開始時をいい、調査開始時に在住または雇用されている者に○印をつける。

なお、以後、年度始めとは調査開始時、年度末とは調査終了時をいうものとする。

④ 農業労働能力

男女各々、一人前の能力を有するものを1.0とし、これに応じてそれぞれ「1.0」または「0.8」のように記入する。

⑤ 健康状態

「健」「病弱」などと記入する。

⑥ 最終学歴

本邦、現地の別を問わず、最終学歴を記入する。

この際、その最終学校の所属国および卒業、中退、在学の区別がわかるように「(日)大学卒」「(フ)中学中退」「(ア)高校在学」などのように記入する。

なお、所属国名は、日本は(日)、ブラジルは(ブ)、アルゼンチンは(ア)、パラグアイは(パ)、ポリビアは(ポ)、ドミニカは(ド)であらわすものとする。

⑦ 従事する職業

年間60日以上従事する職業名を記入する。たとえば、自家農業従事者は「自家農業」というように記入する。

自家農業と他の職業とを兼業しているものや、在学中で農業の手伝いをしている場合などは、その内容を簡潔明瞭に記入する。

⑧ 備考

公職関係役職名（部落長、農協理事等）、家事担当の割合、児童、生徒、学生の通学校名などの必要事項を記入する。

年度内に記入

年度内に記入するのは、世帯員の異動、常用雇の雇用、解雇などで、
少なくとも、毎月調査農家を巡回し、ききとり調査をおこない記入する。

⑨ 年度内増減

(1) 年度内増加

年度内に世帯員が増加した場合は、増加した世帯員の氏名、年齢
などの該当事項を空欄へ追記し、増加事由欄へ「出生」「結婚(入
籍)」「離職、帰郷」などと記入する。また、常用雇を雇用した場
合も、空欄へ追記する。備考欄には異動があつた者すべてについて
異動した月を記入する。

(2) 年度内減少

増加の場合と同様に減少したものについて記入し減少事由欄に
「死亡」「解雇」などと記入する。

備考欄には増加同様、異動した月を記入する。

年度末に記入

⑩ 年度末(在住者に○印)

年度末に在住している世帯員および雇用している常用雇について○
印を記入する。

⑪ 農業労働量

ここは記入しなくてよい。

2. 作付地表兼土地台帳

この表は、地目別、部門別の作付面積を決定し、さらに財産台帳の土地
表の基礎となるものであり、「地目ごとの土地台帳」と「ほ場別作物作付
表」から構成されている。

「地目ごとの土地台帳」は、農業用土地(宅地も含める)について、年度
始めにおける地目ごとの面積を記し、評価額を確定する表で、「ほ場別作
物作付表」は年度内には場に作付されている作物全部について作付順序に
したがひ、それぞれの面積および作付期間を記入する表である。

したがって「地目ごとの土地台帳」に記された土地の作付内容を「ほ場別作物作付表」によつて知ることができる。

ただし、貸付地についてはここに記入しない。

(1) 地目ごとの土地台帳

自作地、小作地を問わず、年度始めの農業用土地すべてについて地目ごとに整理記入する。

ただし、同じ地目でも、次のような場合は行をかえて記入する。

- a. 評価額が非常に異なる場合
- b. 年間の作付内容が異なる場合
- c. 土地利用形態が異なる場合、たとえば、同じ「田」でも「一毛作田」と「二毛作田」がある場合など。
- d. 自作地と小作地がある場合

また作付内容が複雑で、同じ地目でもほ場別作物作付表の方が3行でも足りない場合（1地目について、作付内容が3件以上ある場合）には、その内容すべてが記入できるように欄をあけて、次の地目を記入する。

① 現状地目

田、畑、樹園地、放牧地、宅地、山林、未開地、池沼、雑種地などの区別を記入する。

② 土地利用型態

一毛作田、二毛作田、普通畑、牧草畑、地替畑、休閑地、温室、果樹園、工芸作物園などの区分を記入する。

③ 自小作別

自作地とは調査農家の所有する耕地で、調査農家が耕作しているものをいい、一定の代金を支払つて耕作を依頼している請負耕作または依託耕作の耕地も自作地とする。しかし、生産物を一定の割合で分け合うような場合は刈分小作の一種と考え自作地とはせず、貸付地とす

るので、ここには記入しない。

小作地とは調査農家以外の所有する耕地で、調査農家が耕作している耕地をいう。

④ 面積

各地目ごとの面積を記入する。

⑤ 時価評価額

自己所有地についてのみ記入し、その地方の調査開始時における評価額を記入する。

⑥ 土地権利獲得費と小作料

自作地（自己所有地）については、その土地権利を獲得するために費された実費を記入し、小作地（借地）については年間実納小作料（借地料）を記入する。ただし、物納の場合は、時価評価額を記入する。

(2) ほ場別作物作付表

ここには、地目ごとの土地台帳によつて分類記入された地目別に年度内に作付されている作物について、作物別の前作、あと作の作付関係がわかるように作付順序にしたがつて記入する。また、品種別の分類ができるものについては、品種別に記入する。

① 作物名、家畜名および品種名

作付された作物名（放牧地、家畜小屋などでは家畜名）および品種名を記入する。

ただし、肥料、飼料、作物、苗代、移植床の作物は普通作物と区別できるように「飼料用、育刈大豆」などのように記入する。

なお記入にあつて留意すべき事項は次のとおりである。

ア 耕地または宅地に散在している果樹、工芸作物、などの永年性作物は記入しない。

イ あるほ場についてその全部または一部に自家用野菜を年間を通じてほとんど同一面積について作付けする場合には自家用野菜として一括

記入してさしつかえない。

② 樹令または生育年数

永年作物および家畜についてのみ、その樹令および生育年数（年令）を記入する。

③ 面積

作物のほ場占有面積を農家にききとつて記入する。

なお、記入にあたって留意すべき事項は次のとおりである。

ア トウモロコシ作の収穫前にと作として大豆を種まきした場合にはそのほ場を二重に利用したものとしてトウモロコシ作の作付面積は、大豆種まき前の作付面積と同一面積を記入し、だいた種まき前の作付面積と同一面積を記入し、大豆作はトウモロコシ収穫のトウモロコシの作付面積と同じ面積を記入する。

イ 果樹園の間作として大豆を作付けした場合にはそのほ場を二重に利用したものとして取り扱う。そのさいの大豆の作付面積は普通畑に作付けした場合を基準として実積（収穫量などを参考）によつてきめ、その面積を記入する。

ウ 混作の場合は各作物について種まき量を測定し、その種まき量で単作の場合に作付けしうる面積を算定してそのほ場の面積を分割し、各作物の作付面積を推定して記入する。

④ 作付育成期間

作付作物別（または品種別）に種まき、または植え付け（移植を含む）した月およびそれを収穫した月の両欄にそれぞれの日付を記入しその間に横線を引いて作付期間を表示する。

年間のとりかたは、調査開始時を年度始めとし、それから12カ月間を1年間とする。

たとえば、10月から調査が開始された場合は、その年度の10月から来年度の9月までを調査上の1年間とし、今年度の9月以前と前

前年度、来年の10月以降を翌年度とする。

記入方法は次のようにする。

その年の7月10日に作付され、翌年の3月20日に収穫されたものは、次の如くである。

前年度繰 次作物の 作付月日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	翌年度繰 越作物の 収穫予定月旬
7月10日			20日										

なお記入にあたって留意すべき事項はつぎのとおりである。

ア えんどう、なす、トマトなどのように収穫期間が相当長期にわたるものは最終収穫の月の日づけを記入する。

イ 果樹、工芸作物などの永年性作物は年度内に新植されたものを除き、年度始から年度末まで横線を引き年間作付されていることがわかるようにしておく。

ウ 麦、野菜などのように両年度にまたがる作物については、前年度繰次作物の作付月日欄に作付月日を記入して収穫月日まで横線を引き、または種まきから年度末まで横線を引いて翌年度繰り越し作物の収穫予定月旬欄に翌年度繰り越し作物の収穫予定月旬を記入する。

⑤ 年度内に異動があつた場合

年度内に土地購入、貸付地の返還、資産分割による受贈があつた場合は、年度始からあつた土地と区別してこの表の最後の欄に記入し「何月購入」または「何月貸付地返還」などのように備考欄に注記しておく。また年度内に売却、貸付または地目返還、耕心土流失および資産分割による贈与などがあつた場合も異動月日と異動理由を該当する土地の備考欄に注記しておく。災害で大きな被害を受け収穫皆無になつた時は作付期間欄にそのことを注記しておく。

財産台帳

土地、建物、農機具、植物、動物、未処分農産物、農業生産資材、現金、準現金、借入金などの財産について農家からききとりのうえ、記入する。

土地

3. 年度始土地表

この表は、自家の所有地、借入地、貸付地の全部の土地について年度始めの地目（作付作物）別面積と評価額を記入する。

① 田

年度内の計画上で一毛作田、二毛作田の区別をして記入する。

② 普通畑

作付地表兼土地台帳に記入された普通畑分を合計して記入する。

③ 園地

永年性作物を工芸作物と果樹とに分けて、未成園、成園をとわず年度始めに植付けられている種類ごとに記入する。

ここでいう永年作物とは、柑橘類・梨・桃・リンゴ・ブドウ・パイナップル・バナナ・パパイア・マラクシヤ等果樹類にコーヒー・カカオ・ガラナ・茶・油桐・椰子類・ゴム・ピメンタ等の木本類を原則とするが、多年生、宿根性草本類に属するヒマ・ラミー・マニラ麻・シザル麻・ヘネケン等は永年作物とし取扱うこと、また棉等で、普通一年生草本でも、その農家が多年生草本として栽植している場合は、この項に記入すること。

つまり、永年作物とは同一植物体から数ヶ年連続して収穫を得るものをいう。

④ 温室

棟ごとに記入する。

⑤ 宅地

農業用と農外用にわけて記入するものであるが、農外専用の宅地以外はすべて農業用とする。

⑥ 牧業地

放牧地とは、草地改良などをおこなわず、未開拓地で、一応、放牧地として利用されている土地をいう。

牧草地とは草地改良や経済的牧草の播種など、経費を費した放牧地をいう。

採草地とは、牧草を採取する目的で、栽培している土地をいう。ただし、全く手を加えず、自然発生の牧草を採取している土地は、放牧地に入れ、飼料用トウモロコシ飼料用青刈り大豆のように、普通畑と同じように栽培されている土地は、普通畑に入れるものとする。

⑦ 林業地

植林地とは、植林をした土地をいい、伐採地とは自然林で経済的価値のある樹木を伐採している土地をいう。

⑧ 廃耕地

過去に耕地として利用され、現在はまったく利用されていない土地をいう。再生林もここに含める。

⑨ 未開拓地

全く開拓されていない土地をいい、前述の放牧地、伐採地、その他として利用している土地はここに含めず、これらを差引いたものをここに記入する。

⑩ その他の土地

以上のべた土地以外の土地が存在する場合はそれを農業用、農外用にわけて記入する。

⑪ 面積

作付地表兼土地台帳を参照して、各々項目ごとに年度始めの面積をha単位で記入する。

⑫ 評価額

作付地表兼土地台帳の時価評価額を参照して年度始めの評価額を記入する。

土地の年度内異動表

この表は年度内の異動を 4.総括表で把握し、5.異動内訳表により具体的に記入するものである。

4. 総括表

ア 年度始の面積および評価額は年度始土地表から、所有地、借入地、貸付地のそれぞれについて地目別に合計して記入する。

イ 年度末の面積は年度内に土地の異動がなかつた場合は年度始面積をそのまま記入する。年度内に土地の異動があつた場合は備考欄および 5.異動内訳表を参照し、年度始面積に年度内増加面積を加算し、年度内減少面積を差し引いて年度末を記入する。

年度末面積は調査農家に再確認して記入もれのないように注意すること。その他留意すべき事項はつきのとおりである。

(ア) 開墾、開田、耕心土流失などにより地目変換した場合は経営地面積合計では年度始面積と年度末面積は同じであるが地目ごとに同面積の増減があるはずであるから誤りのないようにする。

(イ) 土地の貸付、貸付地の返還があつた場合も、土地計では年度始と年度末は同じであるが、経営地と貸付地の間に同面積の増減があるはずであるから誤りのないようにすること。

(ウ) 年度内に土地面積のもれを発見した場合は年度始にさかのぼつて面積を修正することとし、年度末面積だけ増加しないように注意すること。

ウ 差引増減額の面積および価額は、年度末面積から年度始面積を差引き、差引面積を記入する。差引面積がマイナスの場合(年度始面積より年度末面積が少ない場合)△印をつけておく。

エ 土地権利がある場合は小作権、入会権、地益権、水利権などの土地権利名を記入しておく。

5. 異動内訳表

この表は年度内に購入、借入、売却、返還、開墾、開田、土地改良、耕心土流失、資産分割による贈与または受贈などの土地異動があつた場合、異動のあつた土地についてのみ異動事由別件数別に異動内容を整理記入する表である。

① 異動の事由

購入、借入、売却、返還、開墾、開田、土地改良、災害、資産分割による贈与または受贈などを記入する。

② 作付作物名

異動のあつた土地の作付作物名を記入する。

③ 「所有地、借入地、貸付地の区分」「地目」「年度始め面積」「年度始め価額」

年度始土地表から転記する。

④ 購入、借入による増加額

日記帳を参照して、農家からきぎとり、実さいの面積および価額を記入する。

⑤ 開墾、開田による増加額

(ア) 所有地を開墾、開田、干拓、地目変換（耕地を宅地にした場合、原野を山林にした場合、農道・溜池を築造した場合、災害により荒地になつた場合または過年度災害地を復旧した場合など）した場合は異動前の地目と異動後の地目別に2行に記入する。

(イ) 異動事由には「山林を普通畑に開墾」「果樹園を田に開田」などと異動の内容が具体的にわかるように記入する。地目は異動前と異動後にわけて記入し、年度始面積および価額は異動前の地目についてのみ記入する。

- (ウ) つぎに異動前の地目について「開墾、開田などによる減少額」欄に開墾・開田による減少面積および年度始評価額を記入し、これを「年度始め」面積および価額欄から差し引いて「年度末」の面積および価額欄に記入する。通常は年度始めと開墾・開田による減少額は同額が記入され、年度末は0になるはずである。
- (エ) 「開墾・開田による増加額」の「面積」欄には開墾・開田などによる減少面積と同面積を記入する。
- (オ) 開墾・開田による増加額の「購入支払・自給材料費」欄には開墾・開田などのために要費した一切の購入材料費、支払労賃、食事費（雇人の賄費）および自給材料費を計上する。
- (カ) 開墾・開田による増加額の「家族労働見積額」欄には、開墾・開田のために投下した自家労働および手伝い労働の見積り額を記入する。また、この欄の上段に開墾・開田による案地の価額として「開墾・開田などによる減少額」欄の価額をそのまま（ ）を付して転記する。
- (キ) つぎに年度末の「面積」および「価額」欄に開墾・開田による増加額の面積をそのまま転記し、価額は「購入支払費・自給材料費」の価額と「家族労働見積額」の価額および年度始評価額の合計額を記入する。

⑥ 土地改良による増加額

- (ア) 工芸作物園・果樹園を天地返した場合、耕心土流失による災害地を同一年度内に復旧した場合、溜池の堤塘・長道・灌排用水路・石垣畦などの大改修を行つた場合、園地の樹木を抜根整理して普通畑に改造するような地類変換を行なつた場合、耕地整理した場合など、地目の変更または面積の増減を伴わない質的な土地の増価を計上する。ただし客土、麻締、暗渠、コンクリート畦畔、溜池の水門などは構築物として取扱うので土地の対象としない。
- (イ) 土地改良による増価額は面積の移動がないはずであるから面積の記入を行わずに価額のみ計上する。価額は「購入支払費、自給材料費」

と「家族労働見積額」にわけて記入することとし、その記入は開墾・開田による増価額の場合に準じて記入する。

⑦ 資産分割による増減額

(ア) 農家の次三男が分家したために土地を分割して次三男に贈与した場合は「資産分割による増加減少額」の「増減区分」欄に「減」と記入し、「面積」欄に分割した面積を記入する。価額欄は年度始評価額をそのまま記入し、年度末欄を0にする。

(イ) 分家した次三男が本家から土地の贈与を受けた場合は「資金分割による増加減少額」の「増減区分」欄に「増」と記入し受贈した面積と価額を記入する。年度末の面積及び面積欄は資産分割による増加面積および価額をそのまま記入する。

⑧ 売却返還による減少額

農家からききとつて実さいの面積および価額を計上する。

売却価額が年度始価額より高い場合はその差額を「処分差利益」欄に計上し、年度始価額より安い場合はその差額を「処分差損失」欄に計上する。したがって売却された土地の「年度末」面積および価額は0となる。

⑨ 災害による減少額

(ア) 耕地またはその他の土地が水害またはなだれなどによる災害で砂礫が流入し、土砂が堆積して耕地として利用できない場合、または耕心土流失し、耕地または宅地、山林、溜池、農道などの土地として利用できなくなつた場合は、災害の程度または復旧の時期によりつぎの要領で計上する。

(イ) 災害地が河川敷または海となるなど耕地として利用できなくなつた場合には、その面積と年度始価額をそのまま災害面積および災害による減価額として記入する。したがって年度末欄は災害をこうむらなかつた面積とその価額のみが記入されることになる。

- (ウ) 災害地を年度内に復旧した場合は実際の復旧費用をそのまま「減少額」欄に記入し（面積は記入しない）同時に同一行の「土地改良による増価額」欄に同額を「購入支払費自給材料費と家族労働見積額」において記入する。したがって年度末の面積および価額欄は、土地改良による増加額と災害による減少額が相殺されるため、年度始と同一面積及び同一価額が計上されることになる。
- (エ) 災害地が河川敷または海とならないで荒地として利用できる場合は、荒地となつた部分の面積について災害前の土地の年度始価額と荒地としての評価額との差額を「災害による減少額」欄に記入する。同時に開墾・開田による減少額的面積および価額欄に荒地になつた面積と荒地の評価額を記入する。したがって年度末の面積および価額欄には、年度始の面積および価額欄から災害をこうむつた部分の面積および価額が全部差引かれることになり、災害をこうむらなかつた部分の面積およびその価額のみが計上されることになる。つぎに行を改めて災害のため原野となつた土地を開墾・開田による増価額欄に計上する。年度末の面積および価額には荒地の面積とその評価額をそのまま計上する。
- (オ) 災害地を復旧したが耕地としての復旧ができなく年度末には原野としての利用しかできなかつた場合は、荒地にするまでの実際の復旧費用に年度始価額から原野としての評価額を差引いた差額を加算した額を「災害による減少額」に計上する。荒地にするまでの復旧費用は土地改良による増価額に計上し、荒地の面積とその評価額は、開墾・開田による減少額に計上する。したがって年度末の欄に災害をこうむらなかつた面積と価額が計上される。つぎに行を改めて復旧した原野の面積とその評価額を開墾・開田による増加額と年度末欄にそれぞれ同額を計上する。
- (カ) 過年度の災害地を当年度に復旧した場合は、開墾・開田として取扱い、

前記(ウ)の要領で処理する。

- (イ) 塩害、鉄害などの常習災害地で災害により元通りの作付が不能になつた場合、風害、水害などにより収穫皆無になつた場合は土地の災害とは全く性格を異にするので、ここには計上しないものであるから注意すること。

建 物

建物は建築物と構築物に区分し、それぞれについて、年度始め、年度内の異動、年度末の状況を把握する。

6. 建築物表

建築物表には調査農家の所有する建築物および簡易建物を記入する。ただし調査農家の所有する建築物でも、農外専用の建物は記入を省略する。
年度始め記入

年度始めに記入する欄は「種類」「構造」「面積」「新築年月」「耐用年数」「取得価額」「年度始め価額」「減価償却額」「持分関係」である。

① 種 類

年度始における「種類」欄の記入は住家、土蔵、倉庫、みかん貯蔵庫、玉ねぎ小屋、納屋、作業場、牛馬舎、豚舎、鶏舎、堆肥舎、蚕室、煙草乾燥室、農具置場、木小屋、別棟の風呂場または便所、灰小屋などのごとく屋根および柱もしくは壁を有する土地定着の工作物について建築物の種類別、棟別に具体的な名称を記入する。

したがって住家と畜舎または住家と作業場が同一棟内にある場合は、おのおのを分離せず、母屋として一つの建築物にする。逆に倉庫または納屋が別棟として二つ以上ある場合は一括せず別々に欄をとつて記入する。

② 構 造

「木造瓦葺二階」のように木造、レンガ造りなどの建材、草葺、瓦葺などの屋根の葺き方および一階、二階の別がわかるように記入する。

③ 面 積

本建の建築面積を ha で記入する。(延面積ではない。)

④ 新築年度

その建物を新築した年度を調査員にききとつて記入する。新築年度が古くて明確でない場合はおよその年度でも差し支えない。

新築後途中で全面的な改築、大改造または大改築を行なった場合は、改築した年度を新築年度として記入する。一部改築、増築、大修繕があつてもそのことにかかわらず新築年度を記入する。

また未完成の建築物は仮住居をしていても完成するまで新築年度を計上しない。したがつて耐用年数の記入や減価償却の計算も完成するまで行なわない。

⑤ 耐用年数

「耐用年数表」に定めてある建物資産の統一耐用年数により全耐用年数を決定し、それを経過と将来に分けて記入するが、具体的な記入要領はつぎの通りである。

ただし現地慣例の耐用年数とこの耐用年数とが非常に異なる場合は、現地慣例の耐用年数を用い、その由を備考欄に記入しておくこと。(これは各表の耐用年数に共通)

(ア) 離家、隠居家の耐用年数は住家の耐用年数により作業舎、物置、蚕室および土蔵以外の木造、倉庫などは納屋の耐用年数を適用する。

また、耐用年数表に記載されていない構造の建築物は「その他」の耐用年数を適用する。

(イ) 「経過」年数欄には新築年度から調査開始時までの経過年数を記入する。建物の新築年度が古くて実さいの経過年数が統一耐用年数を上廻る場合は統一耐用年数の数値をそのまま記入する。

しかし、新築年度以降調査開始年度まで1回ないし数回の大修繕が行われている場合は、その程度によつて、実際の経過年数を短くし、

その分だけ将来年数を延長させる。

この場合の大修繕とはつぎの a から e の全部に該当する修繕をいい、大修繕以外の修繕は小修繕とする。

a 建築物の破損したところを修繕することにより、その建物の将来耐用年数が延長するような修繕をいう。

b 延面積（延坪数）の変化をとまなわない修繕をいう。

c 基礎工事、構造組（軸組・小屋組・屋根および軒先廻り・床組・二階床組）屋根工事・荒壁工事などの取替修繕をいう。したがって造作廻り（天井廻り・内法（うちのり）廻り・外部壁廻り・内部壁廻り、雑廻り）・中塗りまたは仕上壁工事・建具・畳などの雑工事などの取替修繕はたとえ多額の修繕費を要しても大修繕としない。

d 修繕に要した費用が取得価額の 10% 以上の額になる修繕をいう。

e ただし簡易建物は上記規定にかかわらず大修繕を認めない。

㉞ 調査開始の前年度に新築（購入）したものは減価償却をおこなっていないので「経過」の欄を 0 とする。

調査年度に新築（購入）したものは耐用年数欄に記入しない。

「将来」年数欄は全耐用年数から経過年数を差し引いた年数を記入する。

⑥ 取得価額

年度始めに所在する建築物について、取得または建築価額を記入する。全面的な改築、大改造または大改築をおこなった場合はその費用を記入する。

⑦ 年度始め価額

つぎの算式により算出する。したがって償却済の建築物（将来耐用年数 0 の建築物）は残存価額のみが計上される。

これは農機具、植物、動物についても同様とする。

年度始価額＝取得価額－（1カ年間の減価償却額×経過年数）

⑧ 減価償却額

年度始に存在した建物についてのみ計算する。年度内に購入または新築された建築物については年度内に使用しても計算しないこととする。

また、これは未償却の建築物についてのみ減価償却額を計算記入し、将来耐用年数0年の償却済の建築物については記入しない。

減価償却額＝（取得価額－残存価額）÷全耐用年数

残存価額は取得価額の10％とする。

⑨ 持分関係

個人所有の場合には「個人」と記入し、共同所有の場合は何人共有と
いうように記入する。

これは農機具、植物、動物についても同様である。

年度末に記入するものは「使用割合」「年度末現在価」である。

⑩ 使用割合

その建物の利用面積、使用日数、損傷の度合などによりピメンタ・タバコ・ブドウ乳牛などといった農業部門別、兼業、農外専用、家計の各使用割合を推定して100分比（％）の整数で記入する。

畜舎、推肥舎、蚕室、煙草乾燥室、みかん貯蔵庫、農具置場などは時たま農業以外に使用することがあつても100％農業部分とし、別棟の風呂場、便所、などは100％家計部分とする。また門、へいは100％家計部分の使用割合とする。

⑪ 年度末価額

年度内に異動のあつた建築物については、「建築物の年度内異動表」から年度末価額をそのまま転記する。したがつて売却などにより年度末に所在しない建築物は年度末価額は0と記入される。

年度内に異動のなかつた建築物については「年度始め価額」から減価償却額を差し引いた額を記入する。

記入にあたって留意すべき事項をあげるとつぎのとおりである。

- (ア) 年度内に新築、全面的改築、大改造または大改造のあつた建築物および資産分割による受贈のあつた建築物については、新たに欄を設けて建築物の「種類」「構造」「面積」「年度末価額」に追加記入する。この場合「新築年度」欄には当年度を記入する。また耐用年数の「経過」欄には^⑫新と記入し、「将来」欄に全耐用年数を朱記しておく。この建築物は今年度に減価償却をしないで次年度も今年度と同じ耐用年数を転記するものである。
- (イ) 年度内に大修繕の行なわれた建築物は大修繕に要した費用（購入支払費、自給材料費＋家族労働見積額）を1カ年の減価償却額で除して得た年数だけ耐用年数を延長させることとし、耐用年数欄に^⑬修と記入し「経過」および「将来」欄の上段に改正経過年数および改正将来年数を朱記しておく。改正経過年数は大修繕による延長年数を改正前の経過年数から差引いた年数とし、改正将来耐用年数は大修繕による延長年数を改正前の将来年数に加算した年数とする。この改正耐用年数はそのまま次年度に繰次がれることになる。
- (ウ) 大修繕または災害により構造の変化した建築物、増築、部分的改造または部分的改築により面積の変化した建築物については、異動後の構造または面積を該当欄の上段に朱記しておく。しかし耐用年数は改正しない。

⑫ 備 考

種々の参考事項を記入する。

7. 建築物の年度内異動表

年度内に購入大修繕、新築増築、災害による減価、売却、資産分割による受贈または贈与などの異動のあつた建築物についてのみ、その異動内容を記入する。

記入は年度内および年度末につきの要領によつて記入する。

① 「異動の事由」「種類」「構造」「面積(建坪)」「取得価額」「年度始め価額」

異動の事由欄には、大修繕、新築、改築、増築、災害による減価、売却、資産分割による受贈または贈与などのごとく記入する。種類、構造、面積、取得価額および年度始め価額欄には年度始から所在する建築物は「建築物」表の記載事項をそのまま転記し、年度内に新築、改築または資産分割による受贈を受けた建築物は調査員家にききとつて記入する。

② 購入による増加額

購入した建築物の実際の面積および価額を記入する。

③ 大修繕による増加額

「購入支払費、自給材料費」には建築資材の購入代金、大工、左官などの労賃と賄費、大修繕に使用した自家山林の材木代、などの自給材料の見積額を計上し「家族労働見積額」には大修繕のため、家族が働いた労働と手伝労働の労働費を賃金労働者の賃金を基準に、作業内容、作業時間などで見積つて記入する。

④ 新築、増築による増加額

(ア) 新築、改築および増築の規定はつぎのとおりするのでまちがいないように注意する。

a 新築とは新しい敷地に建築物を建築した場合をいう。

b 改築とは①、従来あつた建築物の全部を取りこわし、その敷地あとに同一種類の建築物を新しく建築する全面的な改築。②、従来あつた建築物の大半を取りこわし、同一種類または別種類の建築物を建築する大改造または大改築。③、従来あつた建築物の一部を取りこわし建坪数または建築面積(建坪数)の増加ま減少をともなう建築物を建築する部分的改造または部分的改築をいう。

c 増築とは従来の建築物に建増しをして(同一棟内にする)建築面積を増加した場合、平屋建の建築物を二階にした場合などをいう。

(イ) 面積欄には建築面積を㎡単位で記入する。

この場合新築、全所的改築、大改造または大改築その建築物の全面積を記入するが、部分的改造または部分的改築および増築は、改造または改築した部分の面積および新しく増築した部分の面積を記入する。

(ロ) 「購入支払費、自給材料費」欄および「家族労働見積額」欄の記入は大修繕による増価額の記入に準じて記入する。

ただし、取りこわしに費用を要した場合は、その価額もここに計上する。

また、解体材を改築のために使用した場合も、その時価評価額をここに計上する。

(ハ) 来年度建築予定のものについて

来年度建築する予定の、本年度に木材・瓦などの建築資材を購入した場合は「新築、増築による増加額」欄に計上するが面積は記入しない。

この場合、購入資材を大修繕に使用する目的のときは「大修繕による増価額」欄に計上する。

(ニ) 公共団体よりの補助金、奨励金を受けたものについて

国および地方公共団体から補助金または奨励金を受けて新築した建築物は新築費用の全額を「新築増築による増加額」および「年度末価額」欄に計上するが、欄外に補助金または奨励金の額を()を附して記入し、「年度末価額」から補助金または奨励金部分()の金額を差引いた額を朱記しておく。ここに朱記した金額を次年度始め価額として繰次ぐことにする。(以下構築物、農機具、植物、動物も同じ)

⑤ 資産分割による増減額

土地に準じて記入

ただし、建築費用の贈与を受けた場合は、現金のうごきとして取扱いここに記入しない。建築物を現物で贈与、受贈があつた場合はここに記入する。

⑥ 減価償却額

年度内に異動のあつた建築物で年度始に存在したもののみの減価償却額

を建築物表からそのまま転記する。

⑦ 災害による減少額

(ア) 「災害による減価額」欄には建築物が火災による全焼または半焼、風水害、津波などによる倒壊、又は流出、地震による倒壊、その他の災害による破損がいちじるしい場合等にその被害額を記入する。

(イ) 建築物の全部または大部分が焼失・倒壊・流失した場合は、災害部分の年度始価額より減価償却額を差引いた額を「災害による減価額」欄に計上する。災害の後かたづけに要した費用はその額を「新築、増築による増加額」に計上し、同時にその額を災害による減価額に追加記入する。

なお年度内に復旧しても復旧に要した費用は土地の場合と異なり災害による減価額に計上せず「新築増築による増加額」にのみ計上するものであるから注意すること。

(ウ) 建築物の一部が破損、半壊などの災害を受けた場合は災害前の原形に復旧するに要する費用を見積つて「災害による減価額」に計上する。

なお原形に復旧する費用は年度始価額を上廻らないものである。

⑧ 年度末価額

年度始価額に年度内増加額を加算または年度内減少額を差引いた額を記入する。

したがつて売却されたものは0と記入する。

⑨ 売却による減少額

土地に準じて記入

8 構築物表

ア 農業用の構築物とは、土地に固定的または半固定的に定着して構築する地上地下の農業用の設備および工作物をいいつぎのごときものがこれに該当する。

温室（鉄管または木骨式ビニールハウスを含む。）、温床框、コンク

リート畦畔、客土、暗渠、農用井戸、かんがい用配管設備、果樹棚、
牧棚、薬剤用貯水池、薬剤用撒布用配管、サイロ、肥料溜、堆肥
盤、溜池または取水用の頭首工・堤、コンクリート用水路、固定用水車、
風車、稻架など。

イ 構築物表の記入は建築物表に準じて記入するが、つぎの点の取り扱いが
が建築物と異なるからとくに注意すること。

(ウ) 種類には温室、果樹棚、サイロなどの構築物の名称を記入する。温
室、温床、農用井戸、斜降索道、薬剤用貯水池、薬剤用撒水槽、サイ
ロ、肥料溜、堆肥盤、頭首工、水車、風車などのごとく1棟または1
基と数えられる構築物は1つごとに行を改めて記入する。コンクリ
ート畦畔、暗渠、かんがい用配管設備、牧棚、薬剤用配管、堤、コンク
リート用水路などのごとく長さで測定されるもの、客土、果樹棚など
面積で測定されるものなどは構造規格が異なるごとに、または新設年
度が異なるごとに行を改めて種類を計上する。

(イ) 数量欄の単位は、CGS単位または1棟、1基などのような単位をも
ちい整数で記入する。

(ウ) 構築物の残存比率は0%とする、したがって償却済構築物の価額は
0となり、減価償却額の計算はつぎの算式により計算することにな
る。

$$\text{減価償却額} = \text{取得価額} \div \text{全耐用年数}$$

(エ) 農業用の構築物を農業以外に兼用することがあつても、すべて農業
用資産として取扱う。

9. 構築物の年度内異動表

この表は年度内および年度末に記入し、記入方法は建築物の年度内に準
ずるものとする。

ただし、構築物は大修繕を認めないこととし、修繕のあつた場合はすべ
て経常的経費として取扱い、調査原簿には計上しないこと。

なお、「新築、改築による増加額」欄には構築物の新たな構築、従来あった構築物の全面的改築およびコンクリート畦畔、暗渠、果樹棚、客土などの構築物を大巾に増築した場合に、その数量と構築に要した費用を「購入支払費、自給材料費」と「家族労働見積額」の別に記入する。

農 機 具

大農具と集合農具・小農具とにわけて記入する。

10. 大農具表

大農具とは調査農家の所有する農具のうち、主として農用に使用する機械器具で「耐用年数表」で大農具として指定した農機具をいう。したがって農外専用の機械器具はもちろん、農業と兼用しても主として農外専業または家計に使用している機械器具は大農具とはしない。

年度始め記入

① 種 類

- (ア) 「種類」欄には年度始において大農具名を記入する。同一種類の農機具が2台以上ある場合は個別に行を改めて記入する。
- (イ) 記入は原動機、原動機付作業機、作業機の順序に、作業機は動力作業機、畜力作業機、人力作業機の順序とする。また動力作業機、畜力作業機の中においては耕作用具、施肥用具、灌水用具、防除用具、収穫用具、調整用具、養蚕用具、加工用器具、その他用具の順序とする。
- (ウ) 動力耕耘機特に牽引型の動力耕耘機のアタッチメント（車輪、すき、プラウ、ロータ、培土機、株切機、カルチベーター、ハロー、ローラー、牽引装置、トレーラー、芋掘機、モーター）なども別々に行を設けて記入し「動力耕耘機」として1行に一括して記入しないこと。また動力噴霧機、動力撒粉機のごとく単に耕耘機の発動機を利用するものも単独農具として行を改めて記入する。
- (エ) 自転車、エンジン付自転車、単車（オートバイ）、オート三輪などの運搬用農具または電話などで農用と兼業用または家計用に兼用す

るものは使用時間、損耗度などをみて農業者が主である場合にのみ農機具として計上する。

(イ) 年度始めに所有する農機具のうち使用に耐えないもの、また使用に耐えても陳腐化資産として使用の必要がなくなっているものは計上しない。しかし年度内に使用しなくても次年度またはそれ以降に使用する目的の遊休資産である農機具は農機具資産として計上し、普通の使用農機具と同様に扱う。

② 型 式

この欄には評価標準の評価区分がわかるようにその型式の大きさを、たとえば三相二馬力〇〇式のように記入する。

また、その機具生産国名、生産会社名をもわかるように「日本豊田製……」のように記入する。

③ 購入年度

その農機具を購入した年度を記入する。

④ 購入価額

(イ) 「購入価格」欄には農機具の突さいの購入価格を計上する。調査農家にきいても購入価格が明確でない場合は「不明」と記入しておく。

(ロ) 購入した農機具が中古品である場合は〔中古〕と記入し、中古品の突さいの購入価格を計上する。

⑤ 耐用年数

耐用年数は「耐用年数表」に定めてある農機具の耐用年数によることとし、経過と将来にわけて記入する。なお中古品を購入した場合は将来見込年数を推定し統一耐用年数のはんい内で将来耐用年数欄に記入する。

(イ) 「経過」年数欄には購入年度から調査開始時までの経過年数を記入する。購入年度が古くて経過年数が耐用年数を上廻る場合は、突さいの経過年数にかかわらず統一耐用年数の数値をそのまま「経過」年数欄に計上する。購入年数以降に大修繕の行われていても耐用年数を延

長せず、上記要領で「経過」年数を記入する。

(イ) 「将来」年数欄には全耐用年数から「経過」年数を引いた年数を記入する。

⑥ 年度始め価額

つぎの算式により算出する。したがって償却済の大農具（将来耐用年数 0 の大農具）は残存価格のみを記入する。

$$\text{年度始価額} = \text{購入価額} - (\text{1ケ年の減価償却額} \times \text{経過年数})$$

⑦ 減価償却額

(ア) 減価償却額の計算は年度始にある未償却の大農具についてつぎの算式により計算し計上する。

$$\text{減価償却額} = (\text{購入価額} - \text{残存価額}) \div \text{全耐用年数}$$

残存価額は購入価額の 10% とする。

(イ) 中古品の減価償却額は購入価額を将来耐用年数で除して計算する。

⑧ 持分関係

建築物に準じて記入

年度末に記入

⑨ 使用割合

建築物に準じて記入

⑩ 年度末価額

(ア) 年度内に異動のあつた農機具については「大農具の年度内異動」表から年度末価額をそのまま計上する。この場合、売却、災害、資産分割により年度末に所在しないものは一と記入されるが、償却済で 0 となつたものと区分するため欄内に（なし）と注記しておく。また陳腐化償却を行なつたため、年度末が一になつているもの、または使用不可能になつたものは（陳腐化）（使用不能）などのごとく注記しておく。

(イ) 年度内に異動のなかつた大農具については年度始め価額から減価償却額を差し引いた額を年度末価額欄に記入する。

年度内に記入

⑪ 年度内に異動のあつた大農具の記入

(ア) 年度内に購入または資産分割による贈与を受けた大農具は新たに行を設けて「種類」「型式」「購入価格」および「年度末 価格」を「大農具の年度内異動」表からそのまま転記する「購入年度」は当年度とし、備考欄に異動の事由と発生した月および台数を記入しておく。耐用年数欄には^新と記入し、「将来」欄に全耐用年数を朱記しておく。

(イ) 中古品を購入または資産分割による受贈した場合は購入価格に(中古)と記入し、耐用年数の「将来」欄には統一耐用年数の範囲内で将来耐用年数を朱記しておく。

11. 大農具の年度内異動表

「大農具の年度内異動」表には年度内に購入、売却、災害による流出又は焼失、資産分割による受贈または贈与のあつた大農具および年度内に陳腐化(不適応化を含む)または磨滅破損のため追加償却を行つた大農具について、その異動内容を記入する。

年度内異動の記入は建築物に準じて記入するがとくに下記の点に注意して記入する。

(ア) 同種、同型のものでも必ず一件、一行ごとに記入する。

(イ) 月賦または年賦の分割払いをおこなう場合でも、現物が今年度に入手しておれば、当年度購入にして全額をとりあつかう(全固定資産に共通)

(ウ) 年度内において購入、売却、流失または焼失、資産分割による受贈または贈与等異動のあつた大農具については、その大農具を当年度におけ

る農業生産の最盛期に使用した場合に減価償却額を計上し、使用しなかつた場合には減価償却額を計上しない。

- (四) 未償却資産で年度内に陳腐化または不適応化した大農具は当年度使用のいかんにかかわらず、未償却残高の金額(年度始 価額 の全部)を減価償却額に記入する。したがつて大農具表から転記した年度始の減価償却額を修正して陳腐化による減価償却を記入し年度末 価額 を 0 とする。

また上記の資産を年度内に売却した場合は「売却による減少額」欄に計上し、陳腐化または使用不能による追加償却を行わない。

(ただし過年度陳腐化または使用不能の資産を当年度売却した場合は償却済資産であるから農外雑収入に計上する)

- (五) 大農具の大修繕は、新調時価の $\frac{1}{2}$ 以上の修繕費をかけたものとする。 $\frac{1}{2}$ 以下のものは経常支出として取扱いここには記入しない。

- (六) 「災害による減価額」欄には大農具が火災、水害などの災害により焼失または流失し、なくなつた場合のみ年度始め 価額 より減価償却額を差引いた額を記入する。(当年度農業生産の最盛期に使用しなかつた場合は減価償却額を差引かず年度始 価額 をそのまま記入する)したがつて償却済大農具は災害により焼失、流失しても災害による減価額は計上されないことになる。また作業中事故により使用不能になつても災害による減価額とはしない。

- (七) 償却済の資産を売却しても「売却による減少額」に計上しない。

12. 集合農具および小農具表

ア 「集合農具および小農具」表は年度始において集合農具と小農具に分けて記入する。集合農具とは養蚕用機具の飼育箱(貯桑箱を含む。)蚕ばく、暖炉、回転まぶし、蚕架、桑育台および畜産用機具の養鶏用ケージおよび牛乳輸送かんをいう。小農具とは、鍬、かまなどのいわゆる小農具で大農具および集合農具以外の農機具をいう。

イ 集合農具は集合農具の種類別に 1 行に 1 種類ずつ記入する。

① 「種類」「型式」「購入年数」「購入価額」「持分関係」「使用割合」大農具に準じて記入

② 耐用年数

「耐用年数表」の統一耐用年数によることとし、記入方法は
大農具に準ずる。

③ 年度始価額

将来耐用年数が0（償却済）のものについては、購入価額の
額を記入し、未償却のものについては次の算式によつて算出する。

$$\text{年度始価額} = \text{購入価額} - (\text{1ヶ年間の減価償却額} \times \text{経過年数})$$

④ 減価償却額

償却済みのものについては、ここに記入せず、未償却のもの
については次の算式によつて算出し記入する。

$$\text{減価償却額} = (\text{購入価額} - \text{残存価格}) \div \text{全耐用年数}$$

ただし、残存価格は購入価額の50%とする。

⑤ 年度末価額

大農具の記入方法に準じて、年度内に異動のあつた集合農具に
ついては異動表から、年度末 価額 をそのまま計上し、異動のな
かつたものについては、年度始め 価額 から減価償却額を差し引
いた額を年度末 価額 として計上する。

⑥ 小農具

集合農具に準じて記入する。ただし小農具の耐用年数は3年と
する。

18. 集合農具・小農具の年度内異動表

この表は、年度内および年度末に新設拡張のため集合農具または小農具
を購入した場合、売却した場合、災害により減価した場合および資産分割に
よる贈与または受贈のあつた場合にその異動状況を記入する。

記入方法は「大農具の年度内異動表」に準じて記入するが特につぎの点
について注意する。

- (7) 集合農具または小農具が陳腐化または不適応化のため使用しなくなることは少ないと思いが、もしあれば集合農具は種類別にその全数量が陳腐化または不適応化になつた場合、小農具は小農具の全部が陳腐化または不適応化になつた場合にのみ年度始め 価額 の全額を陳腐化償却する。一部分が陳腐化しても陳腐化償却を行なわない。
- (8) 「災害による減価額」「売却による減少額」および「資産分割による贈与」などの目には取扱いを簡略化するため集合農具は種類別にその全数量、小農具はその全部が災害、売却、資産分割で減少した場合のみ計上し、一部災害、一部売却は計上せず、売却した場合は農外雑収入に計上する。
- (9) 通常既設集合農具、既設小農具は年度始め 価額 がそのまま年度末 価額 になり新設拡張集合農具、新設拡張小農具は年度始め 価額 から減価償却額を差し引いた額が年度末 価額 になる。また「集合農具、小農具の年度内異動」表に年度内の異動を記入することは少なく、記入される場合は新設拡張のあつた場合で、その他の異動はきわめて少ないのが普通である。

植 物

この表には、農業生産のため土地に栽植されている永年性植物で減価償却を要するもの「成園表」とそれらの植物の育成中のもの「未成園表」および「成園、未成園年度内異動表」について記入する。また、両年度にわたり栽培されて、ほ場に立毛としてあるものについては「小植物表」に記入する。

14. 成園表

この表には果樹、工芸作物（コーヒー・ピメンタ、油桐など）の永年性植物で用役期にあるものについて品種別に記入するが栽植年度仕立方が、異なる場合にはそれぞれ行を改めて記入する。

ただし、庭園用観賞樹や宅地、耕地に点在する永年性作物、農作物の防風のために栽植された防風林などは記入しない。

また、永年作物でも、立木自体を販売する目的で栽培しているものは、ここに記入せず植林表に記入する。

年度始め記入

① 種類

耐用年数表に準じて、コーヒー、ピメンダ、カンキツ、ブドウなどのごとく主要生産物順に記入する。

② 品種

品種の分類が可能な場合は、上述の種類を品種に分けて記入する。

③ 栽植した年

(ア) 現在栽植されている永年性作物の苗木を園地に定植した年を記入する。栽植年以後に補植したものがあつても補植年にかかわらず当初園地に栽植した年を記入する。改植したものは改植した年を記入する。実生のは、播種した年度を記入する。

(イ) 栽植した永年性作物を購入した場合または資産分割による贈与を受けた場合も、なるべく正確に栽植年度を調べて記入する。

(ウ) 老令樹のため「栽植した年」が明確でないものは推定して記入する。ただし「栽植した年」は耐用年数決定の基礎になるものであるから耐用年限以内にあるものはできるだけ正確な栽植年をききとつて記入する。

④ 樹令

この欄には、苗木栽培年たる接木、または挿木して生育した年を樹令1年とし、接木年から数えた年数を樹令として記入する。

同一ほ場で樹令が異なっている場合には原則として最高樹令による。

⑤ 仕立方・交配型式

仕立方は「たな仕立」などのように記入し、交配型式は授粉樹の混植されている場合にその交配型式を「1/9式」のように記入する。

⑥ 耐用年数

(7) 耐用年数は、「耐用年数表」表に定めてある植物資産の統一耐用年数により全耐用年数を決定し、それを「経過」と「将来」にわけて記入する。

(イ) 耐用年数は「成園に達した年（収支相償う前年）」の翌年から数えた年数とする。したがって「経過」年数欄には「栽植した年」からの経過年数を記入するものではなく、厳密には次式のごとく「栽植した年」から調査開始時までの経過年数を計算し、計算した経過年数から育成年数を差し引いた年数を記入する。また、樹令から経過年数を計算する場合は次式のごとく樹令から育成年数と苗木の年数に1を加算した年数を差し引いた年数を「経過年数」欄に記入する。この場合の育成年数は「耐用年数表」に定められている育成年数による。経過年数が全耐用年数を上回る場合は、全耐用年数を「経過」年数欄に記入する。

経過年数＝「栽植した年」から調査開始時までの経過年数－育成年数

「将来」年数欄は全耐用年数から「経過」年数を差し引いた年数を記入する。

⑦ 育成価累計額

この欄には「耐用年数表」の育成年数を参考に成園に達した年（収支の採算がとれるようになったと思われる年の前年）までの育成費の累計を記入する。新植年における新植に要した費用を計上するものではないから注意すること。

成園に到達した永年性作物を土地ごと購入したものは、作物分だけの購入価額を見積つて記入する。成園到達以前に購入したものは、上述の作物の見積購入価額に購入年度から成園に達するまでの育成費を合算して記入する。

もし、育成費、購入価額が不明の場合は、同面積の同作物の成園到達年次に相当する作物購入価額を記入すればよい。

上述の内容を備考欄に記入する。

⑧ 年度始「面積」

それぞれ、永年作物の年度始めにおける作付面積を記入する。記入の際必ず「作付地表兼土地台帳」表と照合のうえ記入すること。

一つの園地に二種類以上または二品種以上の永年性作物が混植される場合にはその混植程度により種類別品種別面積を計上するが一つの種類または一つの品種の見積り栽植面積が非常に低いと思われるときは、主なる種類、または主なる品種に含めて計上する。

高幹性樹木と低幹性樹木が混植され、いずれも単作の場合のha 当本数とほぼ等しい栽植本数をしめている時は、それぞれの面積を重複計上する。ただし、それぞれが単作の場合のha 当本数を大きく下過る場合は、投影面積割合により、園地面積をあん分して計上する。

この内容を備考欄に記入する。

⑨ 年度始「栽植本数」

年度始現在に栽植されている植樹本数を記入する。

⑩ 年度始「価額」

年度始 価 額 = 新栽植時価 - (1 カ年間の減価償却額 × 経過耐用年数)

⑪ 減価償却額

減価償却額はつぎの算式により計算する。

1 カ年間の減価償却額 = 新栽植時価 ÷ 耐用年数

ただし、残存価格は0とする。

⑫ 持分関係

自己所有、共同所有の別を記入し、共同所有の場合は、何人所有かを明確に記入する。

借地に栽植されている場合は借地と記入する。

年度末に記入

⑬ 年度末「面積」および「価額」

(7) 年度内に異動のなかつた植物は、年度始め「面積」をそのまま年度末の「面積」欄に転記する。価額は年度始め「価額」から減価償却額を差し引いた面積を年度末「価額」欄に計上する。

(8) 年度内に購入、抜根整理、売却、災害、資産分割による増減のあつた植物は「植物の年度内異動」表の年度末「面積」および「価額」をそのまま転記する。

年度内に記入

⑭ 年度内に異動のあつたものについて

年度内に購入により増加したものは新たに行を設けて追加記入し、抜根整理、災害などで面積、栽植本数に異動のあつたものは、改正面積および栽植本数を朱記しておく。

15. 未成園表

この表は、育成期間中にある永年性作物についてのみ記入する。

記入の要領は成園表の記入に準ずるが、とくに注意すべき点をあげるとつぎのとおりである。

ア 1～2年生苗木を購入して園地の片隅または畑に仮植しておき、数年後に本園に定植する予定のものは苗木の栽培と考へて未成園としない。未成園表に記入するものは園地に本定植をしたものを対象とする。

なお、このように仮植したものについては仮勘定を設けて育成価計算を行なつておき、本園に定植した際の年度始 価額に加算することとする。

イ 樹令更新、品種更新、または果樹種類の切り換えなどのため、樹間に植込んである未成木は成木とは別にその未成木の栽植距離および間かく等を考慮のうえ、未成園の面積を見積り記入する。

ウ 成園到達予定年度は「耐用年数表」の育成年数表を参考のうえ、成園に到達すると思われる年度を記入する。

エ 年度始「価額」は新植年または、購入年以後、年度始め（調査開始時）までの育成価累計額を記入する。

ただし、育成価の明らかでないものについては、栽植されている作物に該当する購入価額を「価額」のところに記入する。

16. 成園、未成園年度内異動表

植物の年度内異動表は成園たる植物の記入表と、未成園たる植物の記入表の二つの表を兼ねたものとなっている。

ここでは年度内に成園たる植物および育成中にある永年性作物を購入、売却、抜根整理、災害による減価、資産分割による受贈、または贈与した場合にその異動内容を記入する。また未成園については、年度内の成長部分を育成費用で計測して計上する。

① 異動の事由

年度内における、新植、購入による増加、未成園の育成増加、資産分割による増減、抜根整理による減少、災害、売却による減少などの異動内容を記入する。

② 「種類」「品種」「栽植年度」「年度始面積」「年度始栽植本数」「年度始価額」

年度始めに植付られていた植物が異動した場合は成園表、未成園表の該当事項を、そのまま転記する。

年度内に増加した植物については該当事項を農家から、ききとつて記入する。

③ 新植購入による増加額

㍑ 樹園地として、園地と共に購入した場合はその植物の面積と植物のみの価格を調査農家からききとつて記入する。

調査農家に聞いてもわからない場合は、土地と植物の時価評価額の割合で購入価額をあん分して植物部分の購入価額を計算記入する。

㍒ なお、未成園については、新植および改植による増加面積および増加額についても記入する。

新植による増加額は、栽植時点から年度末に至る間に要した物財費、

労働費および資本利子の合計額を記入する。

(ウ) 未成園の年度内における成長部分については費用合計額を「価額」欄の上側に()をもつて記入する。

(エ) 新植および、改植の区分規定はつぎのとおりである。

新植とは果樹、工芸作物類などの永年性作物を園地に新に定植することをいい、従来からあつた植物を除去してちがつた種類の植物を定植した場合、園地を拡大し、拡大部分に定植した場合も新植とする。

改植とは老令樹あるいは品種の更新を目的として、従来からあつた永年性作物を除去して、新たに以前と同じ種類の永年性作物を定植することをいい、一つの園地内で老令樹をひろつて植えかえるような場合、または、樹間に植え込む場合なども、その植えかえ面積が1 ha 以上になれば改植とする。しかし、病虫害その他の被害により欠損株を生じたとき、これを補うために栽植するような補植は改植としない。

④ 資産分割による増減額

土地に準じて記入

⑤ 減価償却額

年度内に異動のあつた成園で、当年度において収穫最盛期以前に購入した場合、および、収穫最盛期以後に売却した場合に減価償却額を計算記入する。

⑥ 抜根整理による減少額

この欄には、園地を他の目的に利用するため廃園にした場合、樹種のきりかえ、樹令更新などのため従来あつた樹種を抜根整理しその後改植をおこなわなかつた場合に減少面積と減少価額を記入する。償却済資産は減少面積のみ記入する。病虫害などの被害株を抜き取つても抜根による減少として取り扱わない。

⑦ 売却による減少額

- (ア) 売却した場合、その面積と実際の売却価額を日記帳を参照して記入する。
- (イ) 売却価額が、年度始価額から減価償却額（計上した場合）を差引いた額より高い場合にはその差額を処分差利益欄へ、また安い場合には処分差損失欄へ記入する。
- (ウ) 果樹などで結実しているまま売却した場合は、結実部分を評価して農業収入に計上し、結実収入を差し引いた植物自体の売却価額のみをここに計上する。
- (エ) 売却による減少額があつた場合の年度末面積および価額は0となる。

⑧ 災害による減価額

この欄には風水害、病虫害、雪害などにより園地の耕心土が流出した場合、または倒木その他により廃木枯死した場合に価額欄にはその被害株を計算し、年度始価額を基準に推定した額を計上する。

また面積欄には、その流失面積や廃木になつたものの見積面積を計上する。

⑨ 年度末「面積」および「価額」

この欄には年度始「面積」および「価額」に年度内異動面積および価額を加算または控除した額を記入する。

17. 小植物表

この表には調査開始時にほ場に立毛している米、トマト、トウモロコシなど短期作物のうち農業現金収入に対する作物種類別の現金収入が、おおよそ1.0%以上と推定されるものについて、作物種類別（または品種別）に面積、価額を記入する。年度始価額については調査開始以前における物財費、労働費の合計額を記入するがなお、備考欄に費目別金額を記載しておく。

年度末価額における費用合計を記入する。

18. 植林表

この表にはパラナ松のような伐採目的をもつて植林された樹木について、種類、品種ごとに記入する。

① 「種類」「品種」「栽植年度」「樹令」については、成園表に準じて記入する。

② 「伐採予定年度」

伐採の予定年度を記入するのであるが、不確定の場合はだいたいの目安で記入する。

③ 年度始「面積」および「栽植本数」

調査開始時のそれぞれの面積および栽植本数を記入する。

④ 年度始「価額」

栽植年度または購入年度からの育成費の累計額を記入する。また購入年度からの育成費の累計額を記入する、また購入した場合は、この累計額に購入価額を加算して記入する。

⑤ 年度末「面積」および「栽植本数」

年度内に異動のなかつた場合は、年度始のものをそのまま転記し、年度内に異動のあつた場合は、異動後の数値を記入し、その異動内容を備考欄に記入する。

⑥ 年度末「価額」

年度内に異動のなかつたものは、年度始「価額」に当年度の育成費を加算して記入する。

年度内に異動のあつたものは、異動による増減価額を加算、減算し、さらに、当年度の育成費を加算して記入する。

動物

動物については農業使役用の動物、牛乳、鶏卵などの畜産物を生産することを目的として飼育する用役源体たる動物および肥育育成して、動物それ自体の販売を目的として飼育する収益源体たる動物を計上する。

動物資産は、償却資産たる動物表（18カ月以上の牛馬、10カ月以上の種付用豚ならびに繁殖豚）およびその年度内異動表と肥育育成用牛馬表、およびその異動表、18ヶ月未満の自家生産の子牛子馬及び中小動物及びその異動表に分けて記入する。

19. 償却資産たる動物表

この表には、年度始に存在する生産手段（農業使役用、繁殖用、種付用、乳用）たる役牛、役馬、繁殖牛、繁殖馬、繁殖豚、種付用豚、乳牛で、年度始現在（調査開始時）における年齢が18カ月以上の牛馬（成畜）、10カ月以上の豚（成畜）を計上する。記入方法は、種類ごとに1頭ずつ行を改めて記入する。

ただし、年度内に増加した動物があれば新しく行を設け、該当事項を記入する。

したがって肉畜や、育成畜のように肥育育成の目的で飼育している牛馬は記入しない。また、荷馬車用の馬、競走馬（成畜のみ）などの農外専用の牛馬は記入しない。

年度始め記入

① 種類

牛、馬、豚の別に記入する。

② 品種

牛はホルスタイン、ジャージー、エヤーシヤ、馬はアラブ、サラブレッド、アングロノルマン、豚はニューハンプミヤ、ヨークシヤなどの品種名を記入する。不明の場合は「不明」野種の場合は「野種」と記入する。

③ 用途

この欄には使役用、繁殖用、種付用、乳用などのように記入する。

④ 登録の有無

何らかに登録されているものは○印をつけ、登録先がわかるものは、その名称を記入する。

⑤ 性 別

この欄にはめす(♀)おす(♂)の別を記入する。

⑥ 年 令

動物の数え年を記入する。購入したもので生年月日が明確でないため年令のわからないものは推定して記入する。

⑦ 購入年月、生産月日

購入したものは購入年月、自家生産したものは生年月日を記入する。

⑧ 成畜時価

この欄には自家生産の動物で育成価の明らかなものについては、その動物が成畜に達した時の育成原価を記入し不明の場合には該当する動物の成畜に達したと思われる年令の購入価額を記入する。

成畜で購入したものは頭に⑧と付し購入した時の購入価格をそのまま計上する。購入価格の不明のものは評価額を記入する。

仔畜を購入した場合は、その購入費と購入時から成畜に達するまでの育成原価を加算して記入する。

⑨ 耐用年数

(ア) 耐用年数は耐用年数表に定めてある動物資産の統一耐用年数により全耐用年数を決定し、それを「経過」と「将来」において記入する。

(イ) 耐用年数は年度始時点で成畜に達した年令から数えた年数とする。

(ウ) 実際の経過年数が耐用年数を上廻る場合は、全耐用年数を「経過」年数欄に記入する。

(エ) ただし成畜で購入したもので「成畜時価」欄に購入価格を計上したものは自家生産によるものと区別し、購入年度以降の経過年数を「経過」欄に記入する。将来耐用年数は、購入した時点から全耐用年数のはいり内で将来耐用年数を見積つた年数とする。すなわち、全耐用年数を過ぎた時の年令から年度始現在の年令を差し引いた年数を「将来」欄に記入する。

⑩ 年度始め「頭数」および「価額」

(ア) 「頭数」は1頭ごとに1行ずつ行を改めて記入することになっているので1.0以上になることはないが、共有の場合は、2入共有は0.5、5入共有は0.2などのように記入する。

(イ) 「価額」は自家生産による動物と成畜で購入した動物の場合とに区分し、つぎの算式により計算した価格を計上する。

すなわち自家生産による動物および仔畜購入の動物の場合は、成畜時価から計算した償却済額を控除した額を年度始 価額 とし、成畜で購入した動物の場合は購入価格を 購入時点以降の将来耐用年数で除して、減価償却額の計算を行ない、この減価償却額を購入価格から差し引いて年度始 価額 を算出する。

$$\text{年度始 価額} = \text{成畜時価(または購入価格)} - (\text{1カ年間の減価償却額} \times \text{経過年数})$$

⑪ 減価償却額

減価償却額は、自家生産による動物と、成畜で購入した動物とに区分しつぎの算式により計算する。

「自家生産による動物」の場合。1カ年間の減価償却額 = 成畜時価 ÷ 全耐用年数 (経過年数 + 将来年数)

「成畜で購入した動物」の場合。1カ年間の減価償却額 = 購入価格 ÷ 将来耐用年数

ただし、残存価格は0とする。

年度末に記入

⑫ 年度末「頭数」および「価額」

(ア) 年度内に異動のなかつた動物は、年度始め頭数をそのまま年度末「頭数」欄に転記する。

価額 は年度始め 価額 から減価償却額を差し引いた価額を年度末「価額」欄に計上する。

(4) 年度内に購入、売却、死亡などによる増減のあつた牛馬は「年度内異動」表の年度末「頭数」および「価額」をそのまま転記する。

年度内に購入した牛馬（成畜）は新たに行を設けて追加記入する。
また死亡売却により年度末に存在しない牛馬は年度末欄に（死亡）（売却）などと記入し、次年度に繰次がないようにする。

⑬ 飼育期間

この欄は、飼育している期間を横に棒線を引き、年度内に異動があつた場合は、異動の日付をその月の棒線上に記入する。

⑭ 搾乳日数

この欄は乳牛について実際に搾乳した日を年度末において合計して記入する。

たとえば、3月1日から7月31日までの期間と10月1日から2月28日までの期間に搾乳した乳牛の場合は両方の期間を合計した日数を記入する。

20. 償却資産たる動物の年度内異動表

この表には、償却資産たる動物について、年度内に、購入、死亡、売却、資産分割による贈与、または受贈があつた場合にその異動内容を記入する。

この場合、年度始めに存在した順に記入する。

① 「異動の事由」「種類」「品種」「成畜時価」「年度始頭数」「年度始価額」「減価償却額」

植物に準じて記入

なお、年度内に増加した動物は、成畜時価、減価償却額は記入しない。

② 購入による増加額

実際の頭数と購入価額を記入する。

③ 資産分割による増減額

資産分割による贈与、受贈があつた場合は、土地に準じて記入する。

④ 災害または死亡による減価額

年度内に死亡、流失した動物がある場合に、その動物の年度始 価 額 から減価償却額を差し引いた額を記入する。

死体を処分したことにより収入があつた場合は、売却による減少額の「価額」欄に計上し「災害または死亡による減価額」欄には、収入額を差し引いた額を計上する。

⑤ 売却による減少額

日記帳を参照して売却価額を「価額」欄に記入する。つぎに売却価額から帳簿価額（年度始め現在価－減価償却額）を差引きして、売却価額が高いときはその差額を「処分差利益」欄に計上し、安いときは「処分差損失」欄に記入する。ただし年度内に購入した牛馬が年度内に売却されたときは売却価額から購入価額を差し引いて、売却価額が高いときはその差額を「処分差利益」欄に、安いときは「処分差損失」欄に記入する。

償却済の牛馬を売却した場合も「売却による減少額」欄に計上し、残存価格に対する処分差損益を計算し、上記と同様に取り扱うものであるから誤りのないようにすること。

傷害をうけた牛馬を切迫屠殺した場合も「売却による減少額」に計上する。

⑥ 年度末「頭数」および「価額」

年度始め頭数および、価額に年度内異動頭数および、価額を加算または控除した額を記入する。

21. 肥育、育成用牛馬表

年度始め現在の年齢が18ヶ月未満で購入した牛馬（肥育、育成を目的としたもの、将来生産手段として使用することを目的としたものの別をとわず、全を含む）、および18ヶ月以上の牛馬で、肥育、育成を目的として飼育するものについて記入する。

18ヶ月未満の牛馬で、将来、生産手段として使用することを目的としているものについては、1頭ずつ行をかえて記入し、肥育、育成を目的としているものは、品種、年齢、性別、購入年月の別にまとめて記入する。

年度始め記入

- ① 「種類」「用途」「品種」「登録の有無」「性別」「年齢」「購入年月」「生年月日」

償却資産たる動物表に準じて記入する。

ただし、数頭まとめて記入した場合は「登録の有無」は記入しなくてもよい。

- ② 購入価額

購入した牛馬については購入価額を計上し、自家生産（仔畜で購入したものも含む）の肥育育成牛馬は、成畜時の価格を見積つて記入する。

ただし、これは1頭についての価額であり、数頭まとめて記入した場合、その合計額を記入しないよう注意すること。

- ③ 年度始「頭数」

償却資産たる動物表に準じて記入するが、数頭まとめて記入した場合は、その頭数を記入する。

- ④ 年度始「価額」

年度始めにおけるその地方の売買事例により、時価評価して記入する。

年度末に記入

- ⑤ 年度末「頭数」

年度内に異動のなかつたものは、年度始「頭数」をそのまま転記し、異動のあつた場合は、異動表の年度末の「頭数」を転記する。

- ⑥ 年度末「価額」

年度内に異動のなかつたものは、年度末におけるその地方の売買事例により、時価評価して、記入する。

年度内に異動のあつた場合は、異動表の年度末の「頭数」に見合つた価額を記入する。

年度末に成畜に達し、生産手段たる牛馬として使用することが出来るようになった牛馬は「年度末」欄に（生産手段）と記入する。

⑦ 飼育期間

償却資産たる動物表に準じて記入する。

年度内に記入

⑧ 年度内に異動のあつた場合

年度内に購入、資産分割により増加したものは新しく行を設けて当該事項を記入する。

22. 肥育、育成用牛馬の異動表

この表には、肥育育成用の牛馬について年度内に購入、死亡、売却、資産分割による贈与または受贈があつた場合にその異動内容を記入する。

記入の要領は償却資産たる動物の年度内異動表に準ずる。

なお、成長による増価額欄は参考として計上しておくものであり、年度末現在に存在した動物について、年度末現在の時価評価額を基礎に年度始時価、購入価額との差額を計上する。

23. 18カ月未満の自家生産、子牛、子馬および中小動物表

この表には、年度始現在における年齢が18カ月未満の自家生産の子牛、子馬および調査農家の飼養する肥育豚、採卵鶏、肉鶏、めん羊、やぎ、蜜蜂などの農用中小動物について記入する。

愛玩用の犬、猫、小鳥などの動物は記入しない。

年度始め記入

① 種類および品種

にわとり、豚、うさぎなどのように区別して記入する。

子牛、子馬については一頭ごとに、中小動物では、性別で評価額が異なる場合には、品種別、性別ごとに、その他は品種別ごとに記入する、ただし、品種は、わかる範囲で分類すればよい。

② 用途

それぞれ、用途がわかるように記入する。

③ 性別

この欄には、めんどり、おんどりのごとく性別に評価額が異なる場合にのみ記入する。めん羊、肉豚など性別に評価額の変動の少ないもの、または繁殖用、種付用など用途ですでに性別の区分ができているものは記入しなくても差し支えない。

④ 年度始「年令、月令」

子牛、子馬、やぎは年令、豚は月令を記入する。

ただし、にわとりは記入する必要はない。

⑤ 年度始「頭羽数」

それぞれの頭羽数を記入するのであるが、共同所有の場合は自己所有分を見積つて、その分を記入する。

⑥ 年度始「価額」

年度始めにおける、その地方の売買事例により、時価評価して記入する。

ただし、自家生産の子牛、子馬では、育成価の明らかなものは育成価を記入する。

また、共同所有の場合は、自己所有分を見積つてその分を記入する。

年度末記入

⑦ 年度末「年令、月令」「頭羽数」

年度始めと全く同様に年度末の「年令、月令」「頭羽数」をききとつて記入する。

⑧ 年度末「価額」

年度始「価額」と同様に評価計上する。

自家生産の子牛、子馬で年度末に成畜に達したもの（生産1.8カ月以上になつたもの）は年度末 価額・欄に（生産手段）また（肥育）などと記入しておく。

⑨ 飼育期間

この欄は自家生産の子牛、子馬については、償却資産たる動物表に準じて記入するが、その他の動物については、月別の飼養頭羽数がわかるように記入しておく。

年度内に記入

⑩ 年度内に異動のあつた場合

年度内に、生産、購入によつて増加したものは、新しく行を設けて当該事項を記入する。

24. 18ヵ月未満の自家生産の子牛、子馬および中小動物の年度内異動表
償却資産たる動物の年度内異動表に準じて記入するが、記入するにあつて次の点を留意すること。

(ア) 生産による増加の場合は「月」の欄に生年月日を記入する。

(イ) 「災害および死亡による減少」欄には災害により流出または焼失した場合、傷病のため死亡した場合、伝染病のため焼殺した場合などに記入する。

(ウ) 切迫屠殺や、にわとり、うさぎなどを家計に仕向けた場合には「災害および死亡による減少」とはせず、「家計消費による減少」のところに記入する。ただし、切迫屠殺されたものが販売された場合は、「売却による減少」のところに記入する。

(エ) 年度末「月令、年令」「頭羽数」「価額」

「月令、年令」は年度末における月令、年令を記入する。

「頭羽数」は年度始めの頭羽数に異動した分だけ、加算または差引きをおこなつて記入する。

「価額」は年度末の頭羽数の分を現地時価で評価し記入する。

(オ) 年度内異動の増減による増減価額

この欄には年度始「価額」と年度末「価額」との差額を記入し、年度末価額が、年度始価額より少ない場合（減少した場合）はその差額に△

印をつけておく。

現物在庫

現物在庫には年度始および年度末時点で、調査農家が所有する農作物および農業生産資材の在庫数量を実査（棚卸し）して品目別数量、単価、および評価額を計上するものである。

この表は「未処分自家生産」表と「農業生産資材表」の2表に区分して次のように記入する。

25. 未処分自家生産物表

年度始め記入

① 科 目

この欄は記入しないこと。

② 品 名

この欄には、もみ、玄米、白米、大麦、大豆、トウモロコシ、だいこん、みかん、なしなどの品名を記入する。また同品目でも、年度始めの在庫物と年度末の在庫物とを同行に記入してはならない。

なお、記入の方法は1品目につき1行ずつ記入するが、品種または用途により評価単価がいちじるしく異なる場合は品種または用途より区分して2行以上に区分する。

③ 収穫年月旬

それぞれの現物の収穫された年度および月旬を記入する。

④ 年度始「数量」

年度始めの在庫の数量を記入するのであるが、組合などに出荷していても、調査開始時に販売する価格が決定していないものは未処分農産物としてとりあつかい、ここに記入する。

ただし、調査開始時に組合倉庫などに在庫となつていても、価格が決定しているものは（日記帳で売掛として取りあつかつたもの）掛売されたものとしてここには記入しない。

⑤ 年度始「単価」

評価単価は原則としてその農産物の生産当時の時価とする。やさい、果物などのごとく生産時点と年度始時点では単価のいちじるしく異なるものは、とくに注意して生産最盛期の安い時期の単価によること。

⑥ 年度始「評価額」

この欄は数量に単価を乗じた額を記入する。

年度末記入

⑦ 年度末「数量」「単価」「評価額」

年度始めに準じて記入する。ただし、年度末の「単価」は年度末の時価または、調査対象期間の生産最盛期の時価によるものである。

26. 農業生産資材表

この表では農業経営に消費する目的で購入した農業生産資材が年度始および年度末時点で未だ消費せずに現物の形態で在庫している場合、その在庫数量を調査して記入するもので記入方法は未処分農産物に準じて記入する。

ただし、年度始、年度末の「単価」は、記入時点での時価で評価し、購入価格でないことに注意すること。

27. 現金、準備金表

この表は、手持現金および預貯金などの準現金の年度始在 high、年度内引出、預入、年度末残高について整理記入しておくものである。

預貯金の中には、農業協同組合預金、農協の組合勘定、郵便貯金、銀行預金などが含まれる。

積立金の中には、農業協同組合共済、生命保険、簡易保険、郵便年金、目的貯金などが含まれる。

有価証券の中には、農業協同組合出資、株式、公債、社債、投信などが含まれる。

記入方法は上述を参考に各々の名称を該当欄に記入し、各事項を記入し

ていく。

年度始記入

① 手持現金

(ア) 農家の実際の手元にある現在高と、小切手、現金の為替、受取約束手形、農協の発行する購買券等も含めて記入する。

② 預貯金

(イ) 金融機関別名義人別の預貯金通帳などを照合合算して金融機関別に整理記入する。しかしこの預貯金については本来農家、個人の秘密に属するものであり、金融機関についても信用上の問題もあり、正確には実査することは困難なことであるが、農家はもちろん農協その他の金融機関の好意的な協力によつて、誤りを極力補正して正確を期する。

③ 積立金

種類名に積立額の合計値を記入する。

④ 有価証券

出資、株式は払込済金額を記入し、その他の有価証券は購入価額を記入する。

⑤ 貸付金

貸付金、および立替金について、未回収の元金残額を記入する。

⑥ 売掛未収入金

農産物の委託販売、特約販売、予約販売などで売掛、未収入金になっているものについて、整理合計して記入する。

なお、未処分自家生産農産物の「数量」のところに記した点を記入にあたって充分注意されたい。

⑦ 年度始め「在高」

年度始（調査開始時）のそれぞれの金額を記入する。

年度末記入

⑧ 年度内「引出」「預入」

各々の12カ月分を合計して記入する。

⑨ 年度末在 high

農家の年度末における実際の残高（通帳、台帳などを照合して）を確認して記入する。

この場合、年度始在 high から流入、流出額を加減した額と一致するかどうかが調べ、一致しない場合には修正するが、修正困難な場合は年度始実査の誤りとして年度始在 high を修正する。

28. 借入金表

この表は、借入金を長期借入金と短期借入金に分けさらにそれを、海外移住事業団、現地金融機関、個人他に分けて記入する。

記入方法は現金、準備金に準じて記入する。

また、買掛、未支払金についても、売掛、未収入金に準じて記入する。

29. 租税公課諸負担整理表

この表は当年度において農家に賦課された租税および市町村寄付金、部落協賛費、農業共済組合負担、社会保険負担、農業団体負担、社寺費、その他の公課諸負担の賦課額と、年度末未払額を整理するための表である。この調査の租税は直接税のみであつて酒税、物品税、電気ガス税などのように消費者に自動的に転かされる間接税は含まない。

① 名 目

年度内に賦課された租税、公課諸負担の名目を記入する。

② 年度内賦課額

各々の年度内賦課額を記入する。

③ 年度内納入額

年度内に納入した総額を記入する。

④ 年度末未払額

年度末現在の未払額を記入する。

償却資産の耐用年数表

建築物

構造別		種類別	住家	納屋	畜舎
木造	瓦葺		60年	50年	40年
	草葺		50	40	35
	トタン葺		40	30	25
	板葺		30	20	15
	樹木皮(葉)葺		30	20	15
コンクリート・ブロック建築			60	60	60
鉄筋コンクリート建築			60	60	60
レンガまたは石造建築			50	50	50
その他			40	30	30

簡易建築(鶏舎・豚舎等)	10年
--------------	-----

構築物

種類	細目	耐用年数	備考
農業用構築物	主としてコンクリート、れんが、石、ブロック造の構築物	20年	

種 類	細 目	耐用年数	備 考
	<p>頭 首 工 堤 ひ 門 用 水 路 かんがい用配管 農 用 井 戸 貯 水 槽 肥 料 だ め 堆 肥 盤 温 床 わ く サ イ ロ 果樹だな 斜降索道設備 コンクリートあぜ 牧さく（電気牧さくを含む） その他の農用構築物</p> <p>主として金属造り 農 用 井 戸 斜降索道設備 かん水用又は散水用配管 かん水用配管 スプリンクラー用配管 給 水 パ イ プ 薬剤散布用配管 その他の農用構築物</p>	15	

種 類	細 目	耐用 年数	備 考
農 業 用 構 築 物	土管を主とした構築物 暗 き よ 農 用 井 戸 かんがい用配管 かんがい用配管 かん水用配管 その他の農用構築物	10	
	主として木造りの構築物 温床わく（障子を含む） 果樹だな 斜降索道設備 稲 架 牧さく（電気牧さくを含む） その他の農用構築物	5	
	その他の構築物 薬劑散布用 塩化ビニール配管 その他の構築物（床締、 客土を含む）	10	
農 業 用 温 室	鉄 骨 造 り	15	
	木 骨 造 り（定置しない ものを除く）	10	
水 車 及 び 風 車	水 車	10	
	在 来 水 車		
	タービン水車 風 車		

種 類	細 目	耐用年数	備 考
栽培管理用機具	は 種 機	5	点播機、桑播機、撒播機、並撒機
	馬鈴しよ植付機		
	電 熱 育 苗 機	8	ポリコートポンプ、タービンポンプ
	ポ ン プ		
	パーチカルポンプ		
	ヒューガルポンプ		
	軸 流 ポ ン プ		
	往 復 ポ ン プ		
	スプリンクラー		
	足 踏 ポ ン プ	8	踏車、螺旋上揚水機
	簡易揚水機		
	踏 車	8	踏車、螺旋上揚水機
	スプリンクラー		
	カルチベーター	5	踏車、螺旋上揚水機
	培 土 機		
	畜力用水田中耕除草機		
	畜力用麦土入れ機	8	踏車、螺旋上揚水機
	温室用ボイラー及び附属設備		
施肥用機械	液肥散布機	10	踏車、螺旋上揚水機
	粉末肥料散布機		
	粒状肥料散布機		
	石灰散布機		
	堆肥散布機		
防除用機械	動力噴霧機		

種 類	細 目	耐用年数	備 考	
防除用機具	スピードスプレー 蓄力噴霧機	8	24D 撒布機	
	人力噴霧機 自動式 てこ式 半自動式 肩掛式 背負式			
	くん蒸用グレットダスター 人力散粉機 動力散粉機 ミスト機 煙霧機 ミスト散粉兼用機 カーバイト爆音機 雀追機 土壌消毒機 (人力用及び動力用を含む)			5
	防じやく網 誘が灯			
	天幕くん蒸用具 (合成樹脂幕を含む)	2		
	収穫調製用機具	稲麦刈取機 (人力用及び動力用を含む)	8	
		リパー バインダー(刈取結束機)		

種 類	細 目	耐用年数	備 考
収穫調製用機具	馬鈴しよ堀取り機	年	
	リートリフター	}	
	ビート堀取り機	}	5
	綿花摘花機	}	
	脱 穀 機	}	
	(人力用及び動力用を含む)	}	
	スレッシヤー(投込脱穀機)	}	
	籾 ず り 機	}	8
	(人力用及び動力用を含む)	}	
	麦 ず り 機	}	
	(人力用及び動力用を含む)	}	
	動力選果機	}	
	穀物乾燥機	}	
	唐 磨 米 選 機	}	10
	唐 磨 石	}	
米 選 機	}		
精米麦機具	}	15	
精 米 機	}		
精 麦 機	}		
研 穀 機	}		
押 麦 機	}		
ひき割り機	}		
葉たばこ乾燥鉄管	}	10	
	}		
	}		
	}		
	}		

種 類	細 目	耐用 年数	備 考
農産加工用機具	摩 搾 機 炒 蒸 機 発 酵 機 硫 茶 機	10	
	わら加工用機具 (人力用、動力用を含む) わら打ち機 なわない機 なわ仕上機 製 筵 機 俵 編 み 機	8	
	い草加工用機具 い草選別機 い 割 機 花 筵 織 機 い 筵 織 機 畳 表 織 機	5	
	その他農業加工用機具 綿 繰 り 機 薄荷蒸りゆり機 干びよう製造機 いも 切り 機 しいたけ乾燥機	8	

種 類	細 目	耐用年数	備 考
農業加工用機具	製 粉 機	17	
	製 麵 機	12	
	トマト・パルパー	10	
	圧 搾 機	10	
	馬鈴しよ脱水機	15	
	搾 油 機	15	
	プ レ ス		
	エ キ ス ペ ラ		
	澱粉搾取機	16	
	製糖用機具	16	
	シ ー マ ー		
	洗 壘 機	15	
	自動蠶詰機		
	紡 毛 機	17	
養 蚕 用 機 具	飼 育 箱	5	
	(貯桑箱を含む)		
	蚕 箔		
	暖 炉		
	天 幕		
	さおばかり 回転まぶし		
蚕 架 条 桑 育 台			

種 類	細 目	耐用年数	備 考
養蚕用機具	挫 桑 機 繭毛羽取り機 まぶし製造機 抜 根 機	年 10	
畜産用機具	畜産用農機具 動力草刈機 (レンゲ刈取機を含む) { ヘーモーター ヘーレーキ ヘーテツダー ヘープレス ヘーローダー ヘーコンデショナー ヘースタツカー (ヘーベラを含む)	10	
	飼料調整機具 { カツター わら切機 ルートカツター コーンシエーラ (人力用及び動力用を含む) フイードグラインダー チョツパー(磨碎機) いも、糠飼料製造機	8	
	その他の畜産用機具	5	

種 類	細 目	耐用 年数	備 考
畜産用機具	ふ 卵 機 育 す う 機 養 鶏 用 ケー ジ 搾 乳 機 脂 肪 検 定 機 サ ー フ エ ス ・ ク ー ラ ー 牛 乳 輸 送 か ん 冷 却 か ん 人 工 受 精 用 具 は ち み つ 分 離 機 電 牧 器 (電 気 牧 さ く 用 ト ラ ン ス)		
	冷 凍 機		
	冷 凍 タ ン ク	13	
	冷 蔵 機		
	分 離 機	14	
	人 力		
	動 力		
	濾 過 機		
	バ タ ー チ ャ ン	14	
	人 力		
	動 力		
	バ タ ー ウ オ カ ー	14	
	製 ろ う 機 具	19	

種 類	細 目	耐用年数	備 考	
肥料飼料調整機	動力粉碎機	10		
	動力粉末機			
動力粉合機				
運搬用機具	トラック	3		
	ジープ			
	{ 総排気量が0.5リットル 以下のもの	オート三輪車	3	
			5	
	{ 総排気量が0.5リットル 以上のもの	オート三輪車	3	
			4	
	オートバイ	{ 総排気量が0.125リットル 以下のもの	2	
			{ 総排気量が0.125リットル 以上のもの	3
	原動機付自転車	3		
	自転車	2		
	牛馬車	}	4	
	荷車			
	そり			
	孤輪車			
	リヤカー(トレーラーを含む)			
農用舟				
荷ぐら				
造林用機具	自動穴掘り機	5		

種 類	細 目	耐用年数	備 考
造林用機具	動力伐木機	5年	
	動力刈払機	3	
その他の農機具	主として金属製のもの	8	
	その他のもの	6	
小 農 具	〔新設又は拡張により多種類にわたる小農具を多量に購入した場合に限る。〕	3	

植 物

	種 類	耐用年数	育成年数
工 芸 作 物	マ ニ ラ 麻	12年	3年
	マゲープ属繊維類 (シザル、ヘネケン、マゲール)	12	3
	カポック樹	50	5
	油 桐	35	5
	ココ椰子	70	10
	油 椰子	30	7
	Babassu椰子	15	5
	オリブ	30	6
	茶	35	4

	種 類	耐 用 年 数	育 成 年 数
工 芸 作 物	コ ー ヒ ー	30年	3年
	コ コ ア	45	5
	マ テ 茶	35	4
	パ ラ ゴ ム	35	7
	ピ メ ン タ	25	3
果 樹	カ ン キ ツ	40	5
	リ ン ゴ	30	5
	ブ ド ウ	15	4
	ナ シ	20	4
	モ モ	12	2
	ク リ	25	3
	カ キ	35	4
	ス モ モ	15	3
	ア ン ズ	20	4
	ビ ア	30	4
	バ ナ ナ	8	1

動 物

種 類	用 途	耐 用 年 数
牛	農 業 使 役 用	5 ^年
”	運 搬 使 役 用	5
”	繁 殖 用 役 肉 用 牛	5
”	” 乳 牛	6
”	種 付 用	4
”	そ の 他	6
馬	農 業 使 役 用	7
”	運 搬 使 役 用	7
”	繁 殖 用	6
”	種 付 用	5
”	そ の 他	8
豚		3
めん羊 およびやぎ	種 付 用	3
”	そ の 他	5

